

拓水

題字は 県漁連三浦会長

8 月号
No. 119

発行所
兵庫県漁業協同組合連合会
兵庫県水産改良普及協会
神戸市兵庫区新在家町123
発行人 三浦清太 氏
TEL 6685・6954
編集 拓水編集委員会
発行日 毎月30日
一部10円
昭和32年10月18日
第3種郵便物認可

第二次漁災運動はじまる

漁業災害補償制度を確立せよと叫んで、全国から漁業者代表三千名が東京日比谷公会堂に集って全国漁民大会を開いたのは昭和三十三年八月二十六日のことであつた。この大会には本県からも六十名に余る代表者が参加されたので、いまだ当時の記憶にあたりし方も多いことと思われる。この日の大会をピクとして前後一カ年余にわたって展開した漁災運動は、翌三十九年七月には見事その功を奏して画期的な漁業施策として漁業災害補償法が成立したのであつた。時間的にみて相当困難視されていたものが国会閉会まぎわにその成立をみたという見事さからして、当時運動が要望していた事項で未解決となつて見送られた基本的な事項があつた。これらについては、法律の附則規定となつたりまた衆参両院の決議となつて将来に向つて一応整備することが約束されたのである。

このような経過をたどつて漁災制度が発足してからは、第二次漁災運動の早くも本年は第三年度になる、参議院では一両年中といひ、衆議院においては両院、専務、参事合同会議が三年中に約束されてきたことからして今やまさにその期が到来したものである。この時に即ち昭和四十二年度を期して、未解決となつてきた基本的事項を是非共に制度に織り込み、名実共に備わる漁業災害補償制度の確立を計るべしとここに再び第二次漁災運動へ起ち上ることがなつた。

進が確認、更に同二十四日、わかれて、第二次漁災運動の早め、是非実現させるよう協力ご支援を切に望む次第を、前進しよう。

昭和四十二年より国の保険事業を実施すること。この再保険方式は、共同体が負担しえない危険部分を国が責任をもつて「超過損害再保険方式」とすること。

漁業災害補償制度の確立推進運動計画

1 中央本部
(1) 全漁連総会決定の要望をもつて政府、国会、政党、都道府県知事に対して要望(五月)

をわれわれは獲得した。第二次運動も全漁民の力を集め、是非実現させるよう協力ご支援を切に望む次第を、前進しよう。

既報のとおり、ことしのコンブ養殖試験も昨年と同様の成育を見、明石海峽一帯の各試験地では七月下旬から収穫を始めている。水試では二十一日に関西のメコン加工業者多数が視察する中、養殖船一五隻、五メートルから約二五〇キロまでには収穫を終わらなければならぬと思ふ。

現物頒布というやりかたは、将来にそなえたPRの最も有力な方法であるので、まだ試験段階には違いないが収穫物の商品化にということに精々努力されたい。

7月21日明石市水産課から職員用船の応援を得て、明石外港沖における水試直轄管理の養殖船から第一回の収穫をおこなつた。

新鋭機出現 2周波 魚群探知機 NEC の技術を誇る 画期的な漁業用魚探機 海上電機株式会社

と加工・利用・販賣、拓水として実行に移して行かなくては、いまから真剣に考え、ければならない。

